

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る
食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書
ホンジュラス回答（仮訳）

食品安全委員会

I 生体牛のリスク評価に必要な情報

1 侵入リスク

1.1 生体牛の輸入

1.1.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

牛海綿状脳症（BSE）関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること
(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容

(2)第三国経由での輸入に対する規制

<p><u>国会決議第 008 号（2001 年）</u> 反すう動物及びその製品を欧州諸国から輸入することの禁止</p> <p><u>閣議決定第 968 号（2003 年）</u> 反すう動物及びその製品を米国から輸入することの禁止</p> <p><u>閣議決定第 485 号（2004 年）</u> 閣議決定第 968-2003 号の廃止</p>
--

(3)罰則規定

--

1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

<p>農業牧畜省（SAG） 農牧衛生サービス局（SENASA）</p>

1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報（年次別、国別頭数）
（参考：H.S.Code；01.02）

（頭）

国名	1986	…	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ニカラグア				5,471	14,140	19,272	15,916	16,020	45,240	35,167	53,734	505,157
グアテマラ					52		16	66	1,710	98		
パナマ							1,095	808		1,406	1,023	1,088
コスタリカ					99		278					
米国							33	35				80
エルサルバドル								10				

出典統計： _____

1.1.4 BSE リスク国*からの輸入牛に関する情報

(1)国内牛の BSE 因子への暴露要因となった可能性のある輸入牛（レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛等）の頭数

* BSE リスク国：欧州食品安全機関（EFSA）の地理的 BSE リスク（GBR）でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

（頭）

国名	1986	…	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国						33	35				80

出典統計： _____

(2)暴露要因とならなかったと考えられる牛群それぞれについて、暴露要因とならなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

該当せず

1.1.5 輸入牛で BSE 感染牛が確認されたことがあるか

ある場合、当該牛の処分方法と、コホートの扱いについて明記。

BSE 感染牛は 1 頭もなし。

1.2 肉骨粉 (MBM*) の輸入

* MBM : EFSA の GBR 評価の MBM と同様に H. S. Code (2301.10) に含まれる全てのもの。

1.2.1 輸入規制の概要及び規則 (法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則 (法令) の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

国会決議第 008 号 (2001 年)

反すう動物及びその製品を欧州諸国から輸入することの禁止

閣議決定第 968 号 (2003 年)

反すう動物及びその製品を米国から輸入することの禁止

閣議決定第 485 号 (2004 年)

閣議決定第 968-2003 号の廃止

(3) 罰則規定

1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

農業牧畜省 (SAG)
農牧衛生サービス局 (SENASA)

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報（年次別、国別トン数）
 （参考：H.S. Code；2301.10（肉骨粉、肉粉、獣脂かす））

（トン）

国名	1986	…	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ニカラグア									258.69	20	
米国									1761.73	102	912.08

出典統計：_____

1.2.4 BSEリスク国*から輸入されたMBMに関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できないMBMの量

* BSEリスク国：EFSAのGBRでレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が確認されている国（別添参照）

（トン）

国名	1986	…	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国									1761.73	102	912.08

出典統計：_____

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられるMBMについて、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

該当せず

1.3 動物性油脂の輸入

1.3.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

<p style="text-align: center;"><u>国会決議第 008 号（2001 年）</u> 反すう動物及びその製品を欧州諸国から輸入することの禁止</p> <p style="text-align: center;"><u>閣議決定第 968 号（2003 年）</u> 反すう動物及びその製品を米国から輸入することの禁止</p> <p style="text-align: center;"><u>閣議決定第 485 号（2004 年）</u> 閣議決定第 968-2003 号の廃止</p>
--

(3) 罰則規定

--

1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

<p style="text-align: center;">農業牧畜省（SAG） 農牧衛生サービス局（SENASA）</p>

1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報（年次別、国別トン数）
 （参考：H.S.Code；1502.00（反すう動物由来油脂等）、1503.00（タロー油脂等）、
 1516.10（動物性油脂及びその分別物））

（トン）

国名	1986	…	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
エルサルバドル				3,873.87	4,123.82	2,983.82	1,895.3 7		3,037.06	2,455.16	3,648.40
カナダ					29.89	2,367.32					
米国				7,647.48	16,998.2 2	39,130.2 6	30,651. 60	65,461.41	20,083.4 1	13,663.1 9	3,841.78
ニカラグア									56.75	1,020.06	63.68
グアテマラ											3.11

出典統計：_____

1.3.4 BSE リスク国*から輸入された動物性油脂に関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない動物性油脂の量

* BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が
 確認されている国（別添参照）

（トン）

国名	1986	…	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
カナダ					29.89	2,367.32					
米国				7,647.48	16,998.2 2	39,130.26	30,651.60	65,461.41	20,083.41	13,663. 19	3,841.7 8

出典統計：_____

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる動物性油脂について、使用されなかった理由を、
 できれば証拠書類を添えて提示すること

該当無し

2 暴露・増幅リスク

2.1 飼料規制

2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容

(2) 罰則規定

国会決議第 008 号（2001 年）

反すう動物及びその製品を欧州諸国から輸入することの禁止

閣議決定第 968 号（2003 年）

反すう動物及びその製品を米国から輸入することの禁止

閣議決定第 485 号（2004 年）

閣議決定第 968-2003 号の廃止

行政令第 91 号（1970 年 8 月 11 日付公布）

動物用濃厚飼料の加工及び商業製品化に関する法律

2.2 遵守状況と交差汚染の可能性

2.2.1 飼養形態

2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法*について

(複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載)

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢(月齢)毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

*飼料給与方法…例) 初乳、代用乳、カーフ・スターター、粗飼料 等

〈乳牛〉

ステージ*	子牛	子牛	育成牛	成牛	
週齢又は月齢	0～2 ヶ月	2～6 ヶ月	6～4 ヶ月	24 ヶ月以上	
飼料内容	代用乳： 初乳	カーフスターター： 濃厚飼料に含まれる 多様な食物繊維	粗飼料及び 濃厚飼料	粗飼料及び 濃厚飼料	数回の分娩を経た後、と畜場でと畜される。

*ステージ…例) 子牛、育成牛、成牛等

〈肉牛〉

ステージ*	子牛	子牛	育成牛		
週齢又は月齢	0～2 ヶ月	2～6 ヶ月	6～24 ヶ月	22～30 ヶ月	
飼料給与方法	母乳、代用乳、粗飼料及び濃厚飼料	粗飼料及び濃厚飼料	育成牛用牧草	と畜	

*ステージ…例) 子牛、育成牛、肥育牛等

2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

●肉牛と乳牛の混合飼養の有無

○はい →下記質問へ いいえ →2.2.1.3へ

可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合 _____ % (2007年現在)

180万頭の牛の76%が2用途(乳牛・肉牛)で飼養され、15%は繁殖用、9%は肉用である。

2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛*の割合

*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

はい →下記質問へ いいえ →2.2.2 飼料製造施設の基本情報へ

可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 _____ 1% (2007年現在)

2.2.2 飼料製造施設の基本情報

2.2.2.1 飼料製造施設数

(各期間で、稼働していた全ての施設数)

稼働施設数 飼料生産施設の種類の		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
		1990	1995	2000	2005	
* ₁ 専用施設	豚用飼料専用					
	家禽用飼料専用					
	家禽及び豚用飼料専用					
	反芻動物用飼料専用					
* ₂ 混合施設	ライン分離済み					
	ラインを洗浄					
	特に交差汚染防止対策は取っていない					

* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

2.2.2.2 飼料生産量

(1)用途畜種別

(トン (期間内の合計))

用途畜種別		年	1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005	2006～
		* ₁ 専用施設 配合飼料	反すう動物用				
	豚用						
	鶏用						
	その他 ()						
* ₂ 混合施設 配合飼料	反すう動物用						
	豚用						
	鶏用						
	その他 ()						

* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

(2)原料由来畜種別

(トン (期間内の合計))

原料由来畜種別		年	1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005	2006～
		肉骨粉	反すう動物由来原料 含む				
反すう動物由来原料 含まない							
動物性油脂	反すう動物由来原料 含む						
	反すう動物由来原料 含まない						
魚粉							
その他の飼料 ()							

2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量

<肉骨粉>

(トン (期間内の合計))

	用途	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
含む肉骨粉	反すう動物用飼料					
	反すう動物以外用飼料					
	肥料等					
	廃棄					
含まない肉骨粉	反すう動物用飼料					
	反すう動物以外用飼料					
	肥料等					
	廃棄					

<動物性油脂>

(トン (期間内の合計))

用途	不溶性不純物濃度	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
食用	0.15%以下					
	0.15%超					
飼料用	0.15%以下					
	0.15%超					
その他	0.15%以下					
	0.15%超					

2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

(1)実施主体

獣医薬品及び濃厚飼料登録局。本件は、1970年8月11日付行政令第91号（動物用濃厚飼料の加工及び商業製品化に関する法律）により規定されている。

(2)遵守状況確認の方法

遵守状況の確認は、衛生検査所における分析検査と3ヵ月ごとの飼料製造施設の査察によって行われている。検査所の検査は、(連邦規制法規である)米国連邦規則集 CFR9 および CFR21 の定めに基づき行われる。また分析には、国際獣疫事務局(OIE)および肥料検査法統一化組織(現 AOAC インターナショナル)が基準としている「コーデックス食品規格」で規定された分析法が用いられる。

製造施設の監査および/または査察は3ヵ月ごとに実施される。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

検査対象農家別に作成すること：例）牛飼養農家、綿山羊飼育農家

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記。_____

2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
	1970年8月11日付行政法91号「動物用濃厚飼料の加工及び商業製品化に関する法律」が施行されており、また、「中央アメリカ地域における動物用医薬品及び医薬関連製品の登録と管理に関する規制」が承認される予定である（グアテマラにおいて2007年11月16日に承認された中央アメリカ科学技術規制 [Reglamento Técnico Centroamericano]）。

(2)罰則規定

--

2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

獣医薬品及び濃厚飼料登録局。本件は、1970年8月11日付行政令第91号（動物用濃厚飼料の加工及び商業製品化に関する法律）により規定されている。

(2)遵守状況確認の方法

遵守状況の確認は、衛生検査所における分析検査と3ヵ月ごとの飼料製造施設の査察によって行われている。検査所の検査は、（連邦規制法規である）米国連邦規則集 CFR9 および CFR21 の定めに基づき行われる。また分析には、国際獣疫事務局（OIE）および肥料検査法統一化組織（現 AOAC インターナショナル）が基準としている「食品の国際規格（コーデックス規格）」で定められた分析法が用いられる。

製造施設の監査および／または査察は3ヵ月ごとに実施される。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	
2007	8	8					

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。例）配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記すること。_____

2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果

2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）

年	検査方法*1			検査サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの判定基準*2
	M	E	O			

*1 検査方法：M=顕微鏡検査 E=ELISA法 O=その他（具体的に）

*2 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。

（例：>0.5%、>0.1%、>0%、及びまたはその他の基準）

ELISA法はアフラトキシン分析にのみ使われる。物理化学分析では、銅、マグネシウム、蛋白質、繊維質、エーテル抽出物、水分、灰分、リン、鉄分、亜鉛、有機物、カルシウム含有量のトレランスに基づく分析が行われる。

2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場）及び検査方法の詳細

該当無し

2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性

該当無し

2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細

2.2.5 牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について

いいえ

2.3 特定危険部位 (SRM) の利用

2.3.1 基本情報

2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別 (専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類)

(箇所、トン(期間内の合計))

			1986~1990	1991~1995	1996~2000	2001~2005	2006~
専用施設	原料に反すう動物 由来のものを含む	施設数					
		生産量					
	原料に反すう動物 由来のものを 含まない	施設数					
		生産量					
混合施設	ライン分離 済み	施設数					
		生産量					
	ラインを 洗浄	施設数					
		生産量					
	特に交差汚染防 止対策は 取っていない	施設数					
		生産量					

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

(2)レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理／バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理条件と生産状況

(箇所、トン(期間内の合計))

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
形態 A	施設数					
	生産量					
形態 B	施設数					
	生産量					
形態 C	施設数					
	生産量					
形態 D	施設数					
	生産量					

形態 A：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 B：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 C：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 D：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

2.3.2 死廃牛の処理

事故による死廃牛は、通常はと畜される（緊急と畜）。

疾病による死廃牛は、農場で治療され、治療の結果改善せず死亡した場合は、農場に埋められるか焼却処理される。

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

HACCP マニュアルに示された各と畜場に対するレンダリングの法的根拠。

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2005	30 ヶ月齢超の個体からの SRM（背根神経節、せき髄、扁桃、回腸遠位部）の除去

(2)罰則規定

なし

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体
 農牧衛生サービス局食品安全部 (SENASA)

(2)遵守状況確認の方法：査察
 と畜場における HACCP の確認

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容・対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	HACCP システムを使い、逸脱の可能性について調べ通告し、遵守状況の確認を行い、遵守されていない場合には、登録の一時停止を適用する。						
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）：物理化学・微生物学分析		その他：アフラトキシン分析		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	
2007	8	0	72	0			

処理対象施設別に作成すること：例）牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記。

2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

●SRMの定義はあるか？

○□はい →2.3.3.1へ □いいえ →2.3.3.2へ

2.3.3.1 SRMの定義及び経時的なSRMの定義の変遷

SRM: 背根神経節、せき髄、扁桃、回腸遠位部
それ以上の対策はとられていない。当国はBSE非感染国である。

2.3.3.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部*の利用実態（用途別割合、飼料用の場合は畜種別）

*日本がSRMとして規定している部位

（トン（期間内の合計））

	飼料用		肥料用	食用	処理（処分）	その他
	牛用	牛以外用				
1986～1990		X				
1991～1995		X				
1996～2000		X				
2001～2005		X				
2006～		X				

トン数を示す統計はない。

2.3.3.3 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理方法

時期別、処理工程別に見た畜牛及び死廃牛（農場又は輸送時に死亡／と畜した牛、緊急と畜牛、又は生体検査で処分決定が下された牛）の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部のレンダリング

時期	健全牛の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部		死廃牛、緊急と畜牛、または生体検査で処分決定が下された牛	
	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）
1986～1990		100	100	
1991～1995		100	100	
1996～2000		100	100	
2001～2005		100	100	
2006～		100	100	

(1)上記原材料の一部をレンダリング処理する場合には、その選択の仕方、各時期におけるその量について説明すること

--

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部をヒトが消費する／した場合には、可食部・非可食部としてレンダリング処理した頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の割合を推定すること

なし。

(3)農場で死亡した個体の一部のみをレンダリング用に収集する／した場合には、その割合を推定し、レンダリング処理しなかった屍体がどうなったかについて説明すること

農場で死亡したあるいはと畜されたと体はレンダリング用に収集されず、農場で廃棄されている。
--

2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症（TSE）発生状況

どの種においても TSE は発生していない。

2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理（処分）状況（1986年～）

なし。

	スクレイピー		慢性消耗性 疾患 シカ	伝達性ミンク 脳症 ミンク	その他 ()	陽性患畜の 処理方法
	綿羊	山羊				
1986～1990						
1991～1995						
1996～2000						
2001～2005						
2006～						

上記の疾病が当国において検出されたことはない。

2.4.2 国内防疫規制の概要

疾病の特定、ワクチン接種を含む予防対策、感染牛（New Cattle）の処理。 ブルセラ病、結核、豚コレラに対する特定の予防・根絶プログラム。
--

3 BSE サーベイランス (サーベイランスによる検証)

3.1 母集団の構造

牛約 1,750,000 頭。

76%が二重目的 (肉生産目的の方が多い)。15%の純粋種と混雑種。9%が肉生産目的の放牧。

3.1.1 反すう動物の飼養実態

牛母集団に関する主要データ

		全月齢[頭数]				
		雄		雌		
		肉牛	種畜牛	肉牛	乳牛	種畜牛
1986	頭数					
	月齢*					
1991	頭数					
	月齢*					
1996	頭数					
	月齢*					
2001	頭数					
	月齢*					
2006	頭数	720,973		129,775	1,167,975	
	月齢*	36 ヲ月齡		36 ヲ月齡	72 ヲ月齡	

(月齢* : と畜時平均月齡)

用途が 2 つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。さらに、使役牛など他の種類の牛についても適宜情報を添付すること。

3.2 BSE サーベイランスの概要

●BSE サーベイランス制度はあるか？

○ はい→3.2.1 へ/いいえ→3.3 認知プログラムへ

3.2.1 サーベイランス制度の概要および規則（法令）

行政令第 157 号(1994 年)：動植物衛生法に基づくパッシブサーベイランス。

3.2.1.1 制度の概要について

(1)実施対象及び実施範囲

サーベイランス実施対象（「通常と畜牛」、「死亡牛」、「不慮の事故によると畜牛」、「臨床的に疑われる牛」、その他（分類があれば））についての定義及びサーベイランス実施範囲（「農場」、「家畜市場」、「と畜場」）について

国レベルで 30 ヶ月齢超の牛をと畜場にて無作為にサンプリング。
通常と畜牛のみを検査している。

(2)カテゴリー別の年間母集団（概数）

(2006 年) (頭)

通常と畜牛	320,000
死亡牛	
不慮の事故による と畜牛	
臨床的に疑われる牛	
合計	320,000

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(3)サーベイランス計画の策定根拠（考え方）

疑い例を検出するためのサーベイランスが
「行政令第 157 号(1994 年)：動植物衛生法」に基づき実施されている。

(4)疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制

30 ヶ月齢超の牛を無作為にサンプリングし、診断のため研究施設へ送付。
BSE 非感染国である。

3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について

行政令第 157 号(1994 年)：動植物衛生法および食肉検査規制

規則（法令）の原文を添付すること

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1990 年	高リスク牛を対象にしたパッシブサーベイランスが開始される。
1995 年 1 月 13 日	外来疾患対策事業を想定した衛生措置が策定される。
2001 年	アクティブサーベイランスが開始される。
2001 年	検査方法として ELISA 法が導入される。

(2)罰則規定

BSE は適用外

3.2.1.3 サーベイランスの実施主体

農業牧畜省（SAG）、農牧衛生サービス局（SENASA）疫学・外来疾患部
食品安全局

3.2.2 サーベイランスの成績

3.2.2.1 実施頭数

(1)サーベイランス実施年ごとの頭数

(可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991					
1992					
1993					
1994					
1995					
1996					
1997					
1998					
1999					
2000	18				18
2001	3				3
2002	51				51
2003	100				100
2004	90				90
2005	62				62
2006	27				27
2007	139				139

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(2)生まれ年別の頭数

(可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によ ると畜牛	臨床的に 疑われる牛	合計
1986					
1987					
1988					
1989					
1990					
1991					
1992					
1993					
1994					
1995					
1996					
1997					
1998					
1999					
2000	18				18
2001	3				3
2002	51				51
2003	100				100
2004	90				90
2005	62				62
2006	27				27
2007	139				139

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

サンプルは全て 30 カ月齢超で、パッシブサーベイランスの対象。

3.2.2.2 地理的分布状況

(検査頭数 2006年)

地域名	地域内の州	カテゴリー				合計
		通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	
北部		78				78
南部		6				6
中東部		54				54

※サンプル抽出の妥当性を確認するため、可能であれば、地域ごとにいくつかに分類すること。

3.2.3 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合 (個体識別、歯列、指定される他の方法)を示すこと

歯列で年齢を特定する。

3.2.4 検査手法

実施されている検査方法はない。

3.2.4.1 検査材料採取手法(採取を行う者に関する情報(資格、その他)を含む)及びガイドライン

と畜後サンプルを採取する。頭蓋を頭頂骨から切開し、視床部、小脳(小脳下部ごと)、脊髓、橋、門を含む部分を切除。10%ホルマリン加生理食塩水で保存する。

切除方法のコピーを添付する。

3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ

一次検査は行われていない。

3.2.4.3 検査手法(一次検査、確認検査)

検査のマニュアルを添付すること

当該手法はいつから用いられているのか

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記すること

一次検査キットは使用されていない。能動的サーベイランスの一環として、獣医師が現地でサンプル採取を行っている。

3.2.4.4 検査施設（認証されている施設であること）

一次試験実施機関数	なし
確認試験実施機関数	1

3.2.4.5 確認検査の判定体制（判定者の専門性及び人数を明記）

BSE 非感染国である。サンプルは国外に送られ検査される。

3.3 BSE 認知プログラム

●BSE 認知プログラムが存在するか？

はい→以下の問い 3.3.1 へ

いいえ→3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

BSE 認知プログラムは 1990 年に開始された。2000 年以降、30 ヶ月齢超の牛を対象に、と畜場における無作為サンプリングが全国で行われている。

3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者（獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等）及び人数

と畜場で 25 名の検査官（獣医師 7 名）が関与。
地域レベルでは獣医師 9 名および技術者 35 名が関与。

3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類（説明書、裏付け文書、その他の教材）について

公認獣医師は全て、報告とサンプル採取の研修を受けている。一般市民および専門技術者向けの外来病マニュアルおよびパンフレットが用意されている。最近の例では、米国コロラド州で 2 週間行われた外来病および伝染病学の研修にチームで参加した。

3.3.4 BSE が確認された場合の対応

OIE へ直ちに通知する。10 マイルの範囲で検疫管理。周囲農場の陽性および感受性個体は全て廃棄処分される。国内のその他の地域は全てアクティブサーベイランス対象となる。

3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付

OIE の定義による。

3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

3.4.3 届出義務の推進策（届出を確実に履行する／義務付けるための措置）及び BSE が疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

実行されている罰則はない。BSE 感染が起きていない。

3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について

BSE が疑われる動物のサンプル採取、診断検査施設へのサンプル送付、国際獣疫事務局（OIE）への即時報告、防疫線の設置（半径 10 マイル＝16 キロ隔離検疫）、BSE 陽性個体および BSE が疑われる集団の処分、国内のその他の地域は全てアクティブサーベイランス対象となる。

3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無 ある場合は開始時期とその補償金額

どのカテゴリーに対しても補償制度はない。BSE 非感染国である。

II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

1 と畜対象

1.1 トレーサビリティ

1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について以下を明記。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容

(2) 罰則規定

--

1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

--

1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

(2) 個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合

(3) 遵守状況確認の方法

(4) 確認結果（違反事例（内容）及び違反への対応）

--

1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

(1)月齢確認方法
(2)それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合

1.2 と畜頭数

月齢・区分ごとのと畜頭数

	BSE が疑われる牛	30 ヶ月齢超の 健康と畜牛	その他の牛	全数
1986				
1987				
1988				
1989				
1990				
1991				
1992				
1993				
1994	428,080			428,080
1995	391,960			391,960
1996	400,200			400,200
1997	387,670			387,670
1998	348,900			348,900
1999	334,000			334,000
2000	338,000			338,000
2001	335,200			335,200
2002	379,000			379,000
2003	342,000			342,000
2004	345,000			345,000
2005	320,000			320,000
2006	320,000			320,000
2007				

2 と畜場

2.1 と畜場の概要

2.1.1 と畜場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容

(2) 罰則規定

--

2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

<p>施設の獣医師が、と畜動物の検査を毎日実施する。</p> <p>また、規定通り作業が行われているかを毎月監査する検査監督官がいる。規定に合致しない事実が見つかった場合はすべて、施設側に通告される。重大な違反があった場合は、SENASA の食品安全部および法務部に報告される。</p>

2.1.3 規模別と畜場数

(2007年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
と畜場数	7	5	2		○		
と畜頭数	4,406		100～120		○		

2.2 と畜処理の概要

2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

体重測定、と畜前検査、生体洗浄、失神、咽切開、頭部切断、頭部検査、被毛除去、内臓摘出、内臓検査、剥皮、枝肉背割り、特定危険部位（SRM）の除去、枝肉の洗浄、最終検査、冷却室で冷蔵

2.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)と畜場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	18
獣医官の数	7

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)
中等教育修了者であること。本職に就くにあたり食肉検査に関する職業前訓練を受ける。

(獣医官)
(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)
ホンジュラス獣医師会加盟者であること。本職に就くものは、米国、スペイン他の国々で毎年海外研修を受ける。
研修には、「製造管理と HACCP システムのグッド・プラクティス（良好事例）に関する地域ワークショップ」「食品製造業における HACCP システムの公的管理と適正な衛生管理」「政府行政官のための食肉・家禽肉国際検査セミナー」などがある。

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)
獣医師補佐。と畜場の獣医官と協力し、法的遵守状況および作業手順の確認を行う。

(獣医官)
公認食肉検査官。作業の執行監督、リスク分析の確認、監査確認、確認・モニタリング、改善措置の確認、HACCP 見直し確認。

(4)と畜検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

作業前確認
各作業手順の確認
管理点の確認
重要管理点の確認
頭部検査
内臓検査
枝肉検査
全処理工程の総合検査

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)
ワークショップ、講習、セミナー、実習を通じて行う。

(獣医官)
ワークショップ、講習、セミナー、実習を通じて行う。

2.3 と畜前検査

2.3.1 と畜前検査の概要

(1)と畜前検査に関連する文書を添付

と畜前獣医検査証明書
日付
月・日・時間・署名

(2)と畜前検査におけるハイリスク牛の定義及び診断基準

関連文書を添付

神経症状、体の震え、腰が立たない、後ろ肢を交差させ千鳥足状態で歩くなどの症状を示す牛。

2.4 と畜場での BSE 検査

●と畜場で BSE 検査を実施しているか？

○ →以下 2.4.1 BSE 検査実施要領へ/□いいえ →2.5 スタンニング方法へ

2.4.1 BSE 検査実施要領

と畜場における検査材料採取要領

疾患ごとにサンプリング容器に採取

2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法

関連文書を添付

歯列による確認

●と畜場での BSE 検査方法は、サーベイランスに用いている BSE 検査方法と同一か？

○□はい →2.4.4 検査結果へ/ いいえ →以下 2.4.3 検査方法へ

2.4.3 検査方法（関連文書を添付）

と畜場で使用されている検査方法（一次検査、確認検査）

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記する

疾患ごとにサンプリング容器に採取する。

確認検査方法

疾患ごとにサンプリング容器に採取。

2.4.4 BSE 検査結果

と畜場における 1986 年以降の月齢、区分毎の検査頭数

	BSE が疑われる牛		30 ヶ月齢超の 健康と畜牛		その他の牛		全数	
	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive
1986								
1987								
1988								
1989								
1990								
1991								
1992								
1993								
1994								
1995								
1996								
1997								
1998								
1999								
2000								
2001								
2002								
2003								
2004								
2005								
2006								
2007								

2.5 スタンニングの方法

2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

固定型空気銃式スタンニングボルトを使って行う。

2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

・ 農牧省農牧衛生サービス局（SENASA）の獣医官

2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合

（使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か）

（2007年現在）

スタンガンを使用していると畜場数 _____施設（100%）	弾丸が頭蓋腔内に 進入するか否か	する_____施設（ %）
		しない_____施設（100%）
スタンガンを使用していないと畜場数 _____施設（ %）		

2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている と畜場数及び割合

（2007年現在）

圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている と畜場数	（ 0%）
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていない と畜場数	（ 0%）

2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合（2007年現在）

と畜ハンマーを使用していると畜場数	（ 0%）
と畜ハンマーを使用していないと畜場数	（ 0%）

2.6 ピッシング

2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

--

2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

品質管理部門の長および獣医官

2.6.3 ピッシングを行っていると畜場数及び割合 (2007年現在)

ピッシングを行っていると畜場数	(0%)
ピッシングを行っていないと畜場数	(0%)

2.7 頭部（扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の除去

2.7.1 解体処理について

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか

背割りでせき髄が除去され、特定危険部位（SRM）を示す MRE と記された容器に入れられる。
--

(2)回収したせき髄片の処理状況

特定危険部位（SRM）を示す MRE と記された容器に入れられ、焼却所に運ばれる。

(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか

背割り鋸は 1 頭分の枝肉の処理が終わるごとに、華氏 180 度（摂氏 82.2 度）の熱湯入り容器に浸される。
--

(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか

なお、除去している場合は、除去方法について記載

除去している。 せき髄は手鉤とナイフを使い手作業で除去され、その後、残留せき髄片を取り除くために高圧水で洗浄される。

(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか

洗浄している。
せき髄および脂肪を洗浄除去する。

(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか

確認している。
第一重要管理点（CCP No.1）において、せき髄の付着がないことが確認される。

(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容

なし

(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか

はい

(9)背割りにせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか

せき髄吸引は実施していない。この方法を用いると枝肉を背割りせずにせき髄除去が可能である。

2.7.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はと畜場内もしくはその他の場所で処理されているのか

と畜場内で処理されている。
特定危険部位（SRM）はすべてと畜場室で除去され、その後焼却処理される。

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はどのような方法で処理されているか

特定危険部位（SRM）はと畜室外の特定場所に運ばれ、焼却される。

2.8 衛生標準作業手順（SSOP）及び危害分析重要管理点方式（HACCP）に基づく管理

2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

処理施設用の衛生標準作業手順（SSOP）と、生体受付から最終製品までの全工程を管理するための危害分析重要管理点方式（HACCP）のマニュアルがある。これらの作業管理手順は主に「食肉及び食肉製品検査公式規定（reglamento Oficial de Inspeccion de carne y productos carnicos）」で定められた諸規則に基づき策定され、また補則として「米農務省食品安全検査局（FSIS）規則」と「連邦規則集 CFR9」が用いられている。

2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

SSOP および HACCP の遵守に関する施設側の実施主体は、品質管理部門の長である。また、国側は農牧省農牧衛生サービス局（SENASA）が実施主体であり、施設に配属された獣医官がモニタリングを行うほか、国家獣医監視官が毎月作業手順の監査を行っている。違反があった場合は、管理規則に従い、まずは正措置要求が出され、その後モニタリングが行われる。違反行為への制裁もまた同規則に従ってなされる。

2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

と畜で失神させる際は、脳髄を飛散させないように、固定型スタンニングボルトを用いて行わなければならない。また、頭部切断用とせき髄切除用に 2 本のナイフを別々に用いなければならない。枝肉を切断する場合、背割り鋸は 1 頭処理するごとに華氏 180 度（摂氏 82.2 度）で高温殺菌される。せき髄は専用ナイフを使って完全に除去し、特定危険部位（SRM）用の専用容器に納められる。と畜工程の最後に第一重要管理点（CCP No.1）が設定されており、米農務省食品安全検査局（FSIS）規則、第 6420 条に基づき管理されている。この条項には、「ゼロ許容誤差」が明記されていることに加え、FSIS 通達 5000.1 に従った SRM 完全除去要件も含まれている。

2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合（2007 年現在）

	SSOP	HACCP
措置を導入していると畜場数	(86%)	(14%)
措置を導入していないと畜場数	(0%)	(0%)

3 食肉処理場

3.1 食肉処理場の概要

3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容

(2) 罰則規定

--

3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--

3.1.3 規模別食肉処理場数

(2007年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
食肉処理場数	7	5	2		○		
処理頭数	4,406						

3.2 食肉処理の概要

3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

<p>枝肉の脱骨室搬入。枝肉の4分割。第一ラインで胸部の処理。ここで脱骨が行われ、骨付き肉塊、骨無し肉塊、部分肉にカットされる。</p> <p>第二ラインでの肢部処理工程では、骨なし肉と小割り部分肉がカットされる。</p> <p>カット肉全体の梱包。鋸を使った骨付き肉のカット。包装・冷蔵。</p>

3.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1) 食肉処理場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	18
獣医官の数	7

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)

ホンジュラス獣医師会所属の獣医官が務める。

(獣医官)

(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)

食肉処理関連業務に携わる獣医専門技術者が務める。

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官) と畜場の獣医官と協力し、法的遵守状況および作業手順の適正性を確認する

(獣医官) と畜場の獣医官と協力し、法的遵守状況および作業手順の適正性を確認する

(4)食肉検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

作業前確認

各作業手順の確認

管理点の確認

重要管理点の確認

施設全体の作業工程に関する総合確認検査

(5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

ワークショップ、講習、セミナー、実習 を通じて行われる。

(獣医官)

ワークショップ、講習、セミナー、実習 を通じて行われる。

3.3 せき柱の取り扱い

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

3.3.1 せき柱の除去手法について

脊柱は除去される。

3.3.2 せき柱の処理方法について

焼却処理される。

3.4 SSOP 及び HACCP に基づく管理

3.4.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

処理施設用の衛生標準作業手順（SSOP）と、生体受付から最終製品までの全工程を管理するための危害分析重要管理点方式（HACCP）のマニュアルがある。これらの作業管理手順は主に「食肉及び食肉製品検査公式規定（Reglamento Oficial de Inspección de Carne y Productos Cárnicos）」（第136条）に基づき、「米農務省食品安全検査局（FSIS）規則」と「連邦規則集 CFR9」を補則として策定されている。

3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

作業管理手順（SSOP および HACCP）の遵守に関する施設側の実施主体は、品質管理部門の長である。また、国側は農牧省農牧衛生サービス局（SENASA）が、担当獣医官の現場での直接追跡調査に加え、国家獣医監視官による作業管理月例監査を実施することで、遵守状況を監視している。違反があった場合は、管理規則に従い、まず改善措置要求が出され、その後追跡検証が行われる。違反行為への制裁もまた同規則に従ってなされる。

3.4.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

と畜で失神させる際は、脳髄が飛散しないよう、固定型スタンニングボルトを用いて行わなければならない。また、頭部切断用とせき髄切除用には別々に2本のナイフを用いなければならない。枝肉を切断する場合、背割り鋸は1頭処理するごとに華氏180度（摂氏82.2度）で高温殺菌される。せき髄は専用ナイフを使って完全に除去し、特定危険部位（SRM）専用容器に納められる。第一重要管理点（CCP No.1）がと畜処理の最後に設定されており、米農務省食品安全検査局（FSIS）規則、第6420条に基づき管理されている。この条項には、「ゼロ許容誤差」が明記されていることに加え、FSIS 通達5000.1に従ったSRM完全除去要件も含まれている。

3.4.4 食肉処理場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合（2007年現在）

	SSOP	HACCP
措置を導入している食肉処理場数	(86%)	(14%)
措置を導入していない食肉処理場数	(%)	(%)

4 食肉等のリスク

4.1 食肉および機械的回収肉（MRM）

●食肉及びMRMに関する法令に基づく規制はあるか？

はい→4.1.1へ / いいえ→4.1.3へ

4.1.1 食肉及び機械的回収肉（MRM）（先進的機械回収肉（AMR）含む）に関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

該当せず。

4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

該当せず。

4.1.3 機械的回収肉（MRM）を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数

機械的回収肉（MRM）は製造していない。

4.2 内臓

4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)施設において、扁桃（口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃）はいつ、どこで、どのように除去されているのか

扁桃はすべて、特定危険部位（SRM）として焼却される。

(2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

確認している。と畜検査員が扁桃除去を確認し、獣医官に報告する。

(3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

食肉処理場（内臓摘出作業）において内臓が切除され、特定危険部位（SRM）として焼却処分される。

(4)と畜検査員は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

確認している。確認検査は施設担当の獣医官によって行われる。

4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無

マニュアル／SSOPがある（添付文書）。

5 その他

5.1 輸出のための付加的要件等

5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況
（関連文書を添付）（変更があった場合はその都度記載する）

別添 BSE リスク国

	Country name	GBR level			
		II	III	IV	
1	Andorra		III(12/2002)		
2	Albania		III(03/2001)		
3	Austria		III(05/2002)		BSE confirmed
4	Belarus		III(04/2003)		
5	Belgium		III(07/2000)		BSE confirmed
6	Bulgaria		III(06/2002)		
7	Canada		III(07/2004)		BSE confirmed
8	Chile		III(06/2005)		
9	Croatia		III(06/2002)		
10	Cyprus		III(04/2003)		
11	Czech Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
12	Denmark		III(07/2000)		BSE confirmed
13	Estonia		III(04/2003)		
14	Finland		III(05/2002)		BSE confirmed
15	Former Yugoslavian Republic of Macedonia		III(04/2003)		
16	France		III(07/2000)		BSE confirmed
17	Germany		III(07/2000)		BSE confirmed
18	Greece		III(12/2002)		BSE confirmed
19	Hungary		III(03/2001)		
20	Ireland		III(07/2000)		BSE confirmed
21	Israel		III(09/2002)		BSE confirmed
22	Italy		III(07/2000)		BSE confirmed
23	Japan				BSE confirmed
24	Liechtenstein				BSE confirmed
25	Latvia		III(06/2002)		
26	Lithuania		III(04/2003)		
27	Luxembourg		III(07/2000)		BSE confirmed
28	Malta		III(09/2002)		
29	Mexico		III(07/2004)		
30	Netherlands		III(07/2000)		BSE confirmed
31	Poland		III(03/2001)		BSE confirmed
32	Portugal			IV(07/2000)	BSE confirmed
33	Republic of South Africa		III(07/2004)		
34	Romania		III(05/2001)		
35	San Marino		III(06/2002)		
36	Slovak Republic		III(03/2001)		BSE confirmed
37	Slovenia		III(09/2002)		BSE confirmed
38	Spain		III(07/2000)		BSE confirmed
39	Sweden	II(07/2004)			BSE confirmed
40	Switzerland		III(02/2001)		BSE confirmed
41	Turkey		III(06/2002)		
42	United Kingdom			IV(07/2000)	BSE confirmed
43	USA		III(07/2004)		BSE confirmed